

**令和4・5年度
一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書
提出要領（物品・役務）**

この申請手続きは、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、東みよし町が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）に参加する資格の審査をするものです。

資格審査の結果、資格者になると競争入札参加者名簿に登録されます。登録により自動的にまたは直ちに指名や発注があるということではありません。

1 申請が必要な方

東みよし町が行う物品の購入等の競争入札に参加を希望する方
なお、次のいずれかに該当する方は申請できません。

- (1) 民法19条第1項に規定する能力制限者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第16条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

2 申請受付期間 令和4年1月31日(月) から令和4年2月28日(月) まで

感染症予防や、事業者の利便性向上のため、今年度から電子申請受付に変更します。
インターネット上での申請が難しい場合は、持参や郵送でも構いません。

- (1) 電子申請の場合（**BID-ENTRY**：R4.1月現在 県内3自治体等が使用しています）
申請用ホームページ（<https://bid-entry.com/>）よりご申請ください。
申請時の操作方法は、町ホームページリンクや申請用ホームページにある操作マニュアルやよくある質問をご確認ください。
メールアドレスや表計算ソフトが必要です。

- (2) 紙媒体での申請の場合
持参の場合 8時30分～17時（土日祝日及び12時～13時の間を除く）
郵送の場合 2月28日当日消印有効

3 資格有効期間 令和4年6月1日から令和6年5月31日まで（2年間）

4 提出先（問い合わせ先）

〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂 3360 番地
東みよし町総務課
電話 0883-82-6303 F A X 0883-76-1010

5 提出書類の作成方法

- (1) 各証明書類は申請日より3か月以内に発行されたものに限りま。
- (2) 申請書等の様式は東みよし町ホームページよりダウンロードできます。
- (3) 書類に日付の記入を要するものについては、必ず申請日を記入してください。

6 提出書類 次の書類を提出して下さい。

	提出書類	法人	個人
1・2 ※	【電子申請の場合】 電子申請申請書 ----- 【紙の申請の場合】 申請書【様式第1号】、経歴書【様式第2号】	○	○
3	登記事項証明書(写し可) 法務局が発行するもの 事業協同組合等で登録される場合にあつては、別紙の「組合等構成員名簿」を作成すること。	○	—
4	営業証明書(写し可) 市町村長が発行するもの	—	○
5	身分証明書(写し可) 申請者について市町村(本籍地)が証明する書面	—	○
6	登記されていないことの証明書(写し可) 法務局(徳島県内:徳島地方法務局)が発行する「 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない 」証明書	—	○
7	損益計算書・貸借対照表 審査基準日の直前2年分 個人の場合は、損益計算書・貸借対照表、または、確定申告等財務諸表類(2年分)。青色申告をしていない場合は省略することができます。	○	○
8	印鑑証明書(写し可) 法人:法務局発行 個人:市町村長発行	○	○
9	使用印鑑届【様式第3号】(申請日記入) ・「届出書」欄営業の本拠となる本社、本店に関する事項の手続きについて実印を押印すること。 ・「使用印鑑」欄 町との契約の締結、代金の請求及び受領営業の本拠となる本社、本店に関する事項の手続きについて実印を押印すること。社判を使用印鑑とすることはできません。	○	○
10	消費税・地方消費税について未納の税額のないことの証明書(写し可) 税務署発行 納税証明書(法人:その3の3、個人:その3の2)	○	○
11	事業税(都道府県税)及び都道府県民税(法人税)の納税証明書(写し可) 【該当するいずれか】 ア 県内に本店を有する方 徳島県県税局及び県民局が発行する現に未納の額のないことの証明書 イ 県外に本店を有する方 本店所在地の都道府県の県税事務所等が発行する納税証明書 ウ 県外に本店を有する方で、県内の営業所等に取りに係る権限を委任される方 本店所在地の都道府県の県税事務所等が発行する納税証明書 及び、 営業所等の徳島県県税局及び県民局が発行する現に未納の額のないことの証明書	○	○
12 ※	東みよし町税の未納の額のないことの証明書(完納証明書等)(写し可) 東みよし町内に本店及び支店(営業所等)がある事業者は、町に納付すべきすべての税について提出のこと。課税がない場合も、提出すること。	○	○
13	営業に関する許可、認可等の証明書 申請に係る営業に関し、許可・認可等を必要とする場合にあつては、それらを受けていることを証する書面の写し。 営業種目 02 清掃・設備の保守に登録する場合にあつては、電子申請申請書の「G.登録を受けている業務」欄に記載又は、別紙の「02 清掃・設備の保守に登録をされる方へ」を作成すること。	○	○
14	委任状【様式第4号】(申請日・委任期間記入)	○	○
15	誓約書(申請日記入)	○	○

※1・2 電子申請申請書と、申請書【様式第1号】・経歴書【様式第2号】は、内容は同一の物です。

※11 町税について、未納の額のないことの証明書(完納証明書等)を提出してください。(税務課又は三好庁舎住民課総合窓口にて発行)